

ILO条約

最低賃金決定制度の創設に関する条約 (第二二六号)

国際労働機関の総会は、
理事会によりジュネーブに招集されて、千九百二十八年五月三十日にその第十一回会期として会合し、
その会期の議事日程の第一議題である最低賃金決定制度に関する提案の採択を決定し、
その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

国際労働機関憲章の規定に従い、国際労働機関の加盟国によつて批准されるため、次の条約(引用に際しては、「千九百二十八年の最低賃金決定制度条約」と称することができる。)を千九百二十八年六月十六日に採択する。

第一条

- 1 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、労働協約その他の方法により賃金を有効に規制する制度が存在していない若干の産業又は産業の部分(特に家内労働の産業)であつて賃金が例外的に低いものにおいて使用される労働者のため最低賃金率を決定することができる制度を創設し又は維持することを約束する。
- 2 この条約の適用上、「産業」とは、製造業、商業等を含む。

第二条

この条約を批准する各加盟国は、関係のある産業又は産業の部分に労働者団体及び使用者団体が存在する場合にはそれらの団体と協議したうえ、いずれの産業又は産業の部分について、特にいずれの家内労働の産業又は家内労働の産業の部分について前条の最低賃金決定制度を適用するかを決定する自由を有する。

第三条

- 1 この条約を批准する各加盟国は、最低賃金決定制度の性質及び形態並びにその運用方法を決定する自由を有する。
- 2 もっとも、次のことを条件とする。
 - (1) 産業又はその部分について最低賃金決定制度を適用するに先だち、関係のある使用者及び労働者の代表者(使用者団体及び労働者団体が存在する場合には、それらの団体の代表者を含む)並びに職業上又は職務上特に適任であるその他の者で権限のある機関が協議することを適当と認めるものは、協議を受ける。
 - (2) 関係のある使用者及び労働者は、国内法令で定める方法により、国内法令で定める程度において最低賃金決定制度の運用に参与する。もっとも、その使用者と労働者とは、いかなる場合にも、等しい人数で、かつ、平等の条件によつて参与するものとする。
 - (3) 決定された最低賃金率は、関係のある使用者及び労働者を拘束するものとし、個人的契約により、又は権限のある機関の一般的若しくは個別的許可を受ける場合を除くほか労働協約により、引き下げることはできない。

第四条

- 1 この条約を批准する各加盟国は、関係のある使用者及び労働者が現行の最低賃金率を知らされること並びにその最低賃金率が適用される場合にこれよりも低い率で賃金が支払われないことを確保するため、監督及び制裁の制度によつて必要な措置をとる。
- 2 最低賃金率の適用を受ける労働者でその率よりも低い率で賃金の支払を受けたものは、国内法令で定める期間裁判上その他の法定の手続によつて当該不足額の支払を受ける権利を有する。

第五条

この条約を批准する各加盟国は、最低賃金決定制度が適用されている産業又は産業の部分の表を含み、かつ、同制度の適用の方法及び結果を記載した一般的説明書を毎年国際労働事務局に送付する。この説明書には、また同制度の適用を受ける労働者の概数、決定された最低賃金率及び最低賃金率に関連して定められた比較的重要なその他の条件が存在する場合にはその条件につき、その概要を記載する。

第六条

国際労働機関憲章に定める条件によるこの条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第七条

- 1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局に登録されたもののみを拘束する。
- 2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- 3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第八条

国際労働事務局長は、国際労働機関の二の加盟国の批准が国際労働事務局に登録されたときは、その旨を直ちにすべての加盟国に通告する。事務局長は、また、他の加盟国からその後通知を受けた批准の登録をすべての加盟国に通告する。

第九条

- 1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。この廃棄は、国際労働事務局に登録された日の後一年間は効力を生じない。
- 2 この条約を批准した各加盟国で、1に定める十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に規定する廃棄の権利を行使しないものは、さらに五年間拘束を受けるものとし、その後は、五年の期間が満了することに、この条約に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第十条

国際労働機関の理事会は、少なくとも十年に一回、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の改正又は修正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議する。

第十一条

この条約のフランス語及び英語による本文は、ともに正文とする。

開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約(第一三二号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百七十年六月三日にその第五十四回会期として会合し、

広く批准されている千九百二十八年の最低賃金決定制度条約及び千九百五十一年の同一報酬条約並びに千九百五十一年の最低賃金決定制度(農業)条約の規定に留意し、それらの条約が不利益な立場にある賃金労働者の集団の保護に貴重な役割を果たしてきたことを考慮し、

それらの条約を補足し、かつ、不当に低い賃金に対し賃金労働者を保護することを規定する新たな文書であつて、一般的に適用されるが開発途上にある国の必要を特に考慮したものを採択する時期が来たことを考慮し、

前記の会期の議事日程の第五議題である開発途上にある国を特に考慮した最低賃金決定制度及び関連問題に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、「千九百七十年の最低賃金決定条約」と称することができる。)を千九百七十年六月二十二日に採択する。

第一条

1 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、雇用に条件に照らし対象とすることが適当である賃金労働者のすべての集団について適用される最低賃金制度を設置することを約束する。

2 各国の権限のある機関は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在する場合にはそれらの団体と合意して又はそれらの団体と十分に協議したうえ、最低賃金制度の対象とされる賃金労働者の集団を決定する。

3 この条約を批准する各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従つて提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、この条約の規定の適用上最低賃金制度の対象とされない賃金労働者の集団をその対象とされない理由を付して列記するものとし、その後の報告において、その集団に関する自国の法律及び慣行の現況並びにこの条約がその集団につきどの程度に実施されているか又は実施されようとしているかを記述する。

第二条

1 最低賃金は、法的効力を有するものとし、引き下げる事ができない。また、最低賃金の適用を怠つた場合には、関係者は、相当な刑罰その他の制裁を受ける。

2 団体交渉の自由は、1の規定に従うことを条件として十分に尊重する。

第三条

最低賃金の水準の決定にあつて考慮すべき要素には、国内慣行及び国内事情との関連において可能かつ適当である限り、次のものを含む。

(a) 労働者及びその家族の必要であつて国内の賃金の一般的水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的な生活水準を考慮に入れたもの

(b) 経済的要素(経済開発上の要請、生産性水準並びに高水準の雇用を達成し及び維持することの望ましさを含む)。

第四条

1 この条約を批准する各加盟国は、第一条の規定の適用上最低賃金制度の対象とされる賃金労働者の集団のための最低賃金を決定しかつ随時調整することができる制度で国内の条件及び必要を満たすものを創設し又は維持する。

2 1の制度の設置、運用及び修正に関連して、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体又はこれらの団体がいない場合には関係のある使用者及び労働者の代表者との十分な協議が行われるため、措置をとるものとする。

3 最低賃金決定制度の性質上適当な場合には、次の者がその運用に直接参加するため、措置をとるものとする。

(a) 関係のある使用者団体及び労働者団体の代表者又は、それらの団体がいない場合には、関係のある使用者及び労働者の代表者。もつとも、それらの代表者は、平等の立場で参加するものとする。

(b) 国の一般的な利益を代表するために適任であると認められている者。もつとも、その者は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在する場合において、これらの団体との協議が国内法及び国内慣行に適合するものであるときは、そのような協議が十分に行われたうえ任命されるものとする。

第五条

最低賃金に関するすべての規定が効果的に適用されることを確保するため、他の必要な措置によつて強化された適切な監督その他の適当な措置をとる。

第六条

この条約は、現存するいずれの条約をも改正するものとはならない。

第七条(第十四条(最終条項))

(略)

最低賃金に関するアンケート調査結果（労働政策研究・研修機構）（概要）

1 趣旨

最低賃金制度について、事業者の認識状況、活用状況、有効性の認識状況、最低賃金の賃金や雇用への影響などを調べること。

2 調査の対象

従業員 30 人未満（製造業は 100 人未満）の事業所 10,000 件（産業別最低賃金の適用事業所と非適用事業所をそれぞれ 5,000 件無作為抽出）に送付し、回答は 2,434 件（回収率 26.2%）

3 調査時期

平成 16 年 11 月 17 日～12 月 3 日

4 結果の概要

（1）調査対象事業所の属性

- ① 産業別にみると、「製造業」が 45.7%、「卸売・小売業等」が 18.8%、「サービス業等」が 21.5%、「その他」が 13.9%となっている。産業別最低賃金適用事業所では、「製造業」が 66.8%、「卸売・小売業等」が 13.6%、「サービス業等」が 9.5%、「その他」が 10.2%、産業別最低賃金非適用事業所では、「製造業」が 23.6%、「卸売・小売業等」が 24.4%、「サービス業等」が 34.2%、「その他」が 17.9%となっている。
- ② 事業所規模別にみると、「1～4 人」が 37.1%、「10～29 人」が 25.7%、「5～9 人」が 22.2%、「30 人以上」が 14.9%となっている。

（2）地域別最低賃金に関する結果

- ① 地域別最低賃金額を知っているとする事業所は 46.6%。産業別では製造業が 49.9%、サービス業で 41.3%。規模別では「1～4 人」が 28.1%に対し、「30 人以上」は 77.1%。
- ② 地域別最低賃金額を正確に知っていた事業所は、2,434 件中 590 件（24.2%）。産業別では「製造業」が 26.3%、「サービス業等」は、20.0%。規模別では「1～4 人」で 11.5%に対し、「30 人以上」で 51.6%。
- ③ 地域別最低賃金額の認識経路については、「労働局のホームページやパンフレット等をみて」が最も多く 68.8%。規模別には、「1～4 人」で「労働局のホームページやパンフレット等をみて」の割合が 43.4%と、他の規模と比べ低く、その他の認識経路の回答割合が高くなっている。
- ④ 正社員の賃金決定要素（複数回答）としては、「経験年数に応じて」が 63.4%と最も多く、「地域別最低賃金」は 12.4%。また、最も重視しているものとして、「経験年数に応じて」が 27.0%であるのに対し、「地域別最低賃金」は 3.5%。
産業別最低賃金非適用事業所で見ると、「経験年数に応じて」が 58.6%と最も多く、「地域別最低賃金」は 15.5%。また、最も重視しているものとして、「経験年数に応じ

て」が25.6%であるのに対し、「地域別最低賃金」は5.8%。

- ⑤ パートタイム労働者の賃金決定要素（複数回答）としては、「同じ地域・職種のパートの賃金相場」が55.9%と最も多く、「地域別最低賃金」は27.2%で4番目に高い。また、最も重視するものとして、「同じ地域・職種のパートの賃金相場」が36.3%であるのに対し、「地域別最低賃金」は7.3%。

産業別最低賃金非適用事業所で見ると、「同じ地域・職種のパートの賃金相場」が59.3%と最も多く、「地域別最低賃金」は32.1%で3番目に高い。また、最も重視するものとして、「同じ地域・職種のパートの賃金相場」が35.2%であるのに対し、「地域別最低賃金」は10.4%。

- ⑥ アルバイトの賃金決定要素（複数回答）としては、「同じ地域・職種のアルバイトの賃金相場」が54.2%と最も多く、「地域別最低賃金」は22.5%で4番目に高い。また、最も重視するものとして、「地域別最低賃金」は8.4%。

産業別最低賃金非適用事業所で見ると、「同じ地域・職種のアルバイトの賃金相場」が54.5%と最も多く、「地域別最低賃金」は26.1%で3番目に高い。また、最も重視するものとして、「地域別最低賃金」は11.8%。

- ⑦ 「正社員の賃金が地域別最低賃金にどのくらい張り付いているか」については、地域別最低賃金の「101%未満の従業員がいない事業所」が92.0%、「101～105%未満の従業員がいない事業所」が88.4%、「105～110%未満の従業員がいない事業所」が75.7%であり、正社員の地域別最低賃金への張り付きはあまり見られない。なお、全正社員の賃金が地域別最低賃金の101%未満である事業所が2.4%存在。

- ⑧ 「パートタイム労働者の賃金が地域別最低賃金にどのくらい張り付いているか」については、地域別最低賃金の「101%未満の従業員がいない事業所」が86.6%、「101～105%未満の従業員がいない事業所」が80.0%、「105～110%未満の従業員がいない事業所」が66.2%であり、正社員ほどではないがそれほど張り付いていない。なお、全パートタイム労働者の賃金が地域別最低賃金の101%未満である事業所が5.9%存在。

- ⑨ 「アルバイトの賃金が地域別最低賃金にどのくらい張り付いているか」については、地域別最低賃金の「101%未満の従業員がいない事業所」が88.8%、「101～105%未満の従業員がいない事業所」が81.0%、「105～110%未満の従業員がいない事業所」が72.7%であり、パートタイム労働者とほぼ同様。なお、全アルバイトの賃金が地域別最低賃金の101%未満である事業所が6.2%存在。

- ⑩ これまでに地域別最低賃金が引き上げられたために、「新規雇用を抑制したことがある」事業所は4.2%。産業別では「製造業」においてやや雇用抑制経験がある割合が高い。事業所規模別には、規模が小さい事業所ほど雇用抑制経験がある割合が高い。

- ⑪ 地域別最低賃金が引き上げられた場合、「新規雇用を控えることを考える」事業所は12.6%。それらの事業者が、「最低賃金がどのくらい引き上げられると新規雇用を控えるか」については、「1%以上5%未満」が36.9%で最も多い。さらに、「地域別最低賃金が10%（1時間当たり60～70円程度）引き上げられた場合、何人くらい新規雇用を抑制するか」については、「1人」と「2人」がそれぞれ27.1%で最も多い。

- ⑫ 地域別最低賃金が役立っていると回答する事業所は24.6%。役立っている理由として